

第12回山口県本人確認情報保護審議会議事録

- 1 日時 平成27年1月19日（月）10：00から11：00まで
- 2 場所 総合企画部1号会議室
- 3 出席者
（委員）高杉委員、松野委員、松村委員、若崎委員
（事務局）守田総合企画部理事、野原市町課長外3名
- 4 議事等
（1）会長の選任等について
（2）条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について
- 5 配布資料
資料1 山口県本人確認情報保護審議会について
資料2 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について
資料3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

○事務局

それでは、本日はお忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、山口県本人確認情報保護審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、守田総合企画部理事が御挨拶を申し上げます。

○総合企画部理事

皆さんおはようございます。総合企画部の守田と申します。私自身、これには3回目ぐらいは出席させていただいておりますけれども、審議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆さんには、昨年8月にちょうど委員の改選ということがありまして、引き続きの委員御就任をお願いいたしましたところ、快く引き受けいただきましてありがとうございました。それからまた本日はお忙しい中を、本審議会に御出席いただきまして重ねて御礼申し上げます。もう、申し上げるまでもございませんけれども、この審議会では住基ネットの安定稼働と、セキュリティーのレベルアップを目指しておりまして、本人確認情報の保護に関する事項等につきまして、皆様の御意見をお聞きしながら適正な運用に努めておりまして、おかげさまで、これまでも大きなトラブルもなく運用がされてきているところでございます。

また、関連いたしまして、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が、本年10月から、市町において個人番号の付番が始まりまして、28年の1月からは希望者への番号の交付開始を経て、平成29年4月からは本格的な運用が始まる予定となっております。

今朝、読売新聞にも出てましたけれども、また、健康保険証の代わりに、この番号制度も活用されるというような検討もされているというふうに出ておりました。

住基ネットは、このマイナンバー制度の個人番号の生成、あるいは、本人確認への活用ということが予定されておりまして、基礎情報として、非常に重要で、かつ、不可欠な基盤として位置づけられております。引き続き、このセキュリティー対策の維持向上に努めていかなければならないというふうに考えております。

一方で、この住基ネットが保有する本人確認情報の有効活用というのも、一方で求められておりまして、県としては、これまでその活用の対象事務の拡大を進めてきておりまして、皆様にも昨年御意見をいただきまして、県営住宅の、いわゆる滞納家賃等の徴収に関する事務についても、拡大を図ってきております。

本日は、昨年と同様にはなりますけれども、本人確認情報に課す、新たな事務の追加について御審議をいただくとともに、住基ネットの運用状況等について報告をさせていただきたいというふうに思っております。

どうか、委員の皆さんには、忌憚のない御意見を賜りますように、お願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしくお願いいたします。

○事務局

本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、委員の皆様から一言ずつ御挨拶いただければというふうに思っております。

それでは、高杉委員さんから御自由にお願ひできますでしょうか。

○各委員

(挨拶)

○事務局

(挨拶)

○事務局

それでは、次第に沿って議事に入らせていただきます。

まず、会長の選任等についてですが、このことにつきましては、山口県本人確認情報保護審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。どなたか御推薦される方がいらっしゃいましたら、お願ひいたします。

○松野委員

引き続き、松村委員さんに会長をお願いできたらと思います。

○事務局

ただいま、会長を松村委員さんという御発言がございましたが、いかがでしょうか。よろしいですか——それでは、委員の皆様の賛同を得ましたので、松村委員さんに会長をお願いいたします。

それでは、会長席のほうをお願いいたします。

それでは、会長さんのほうから一言御挨拶をいただければと思います。

○会長

会長に推薦していただきまして、ありがとうございます。先ほども述べましたけれども、ようやく慣れてきましたので、今期も円滑な議事運営に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、松村会長さんをお願いいたします。

守田理事は所用によりここで退席をさせていただきます。

○総合企画部理事

すみませんが、よろしくをお願いいたします。失礼いたします。

(総合企画部理事 退席)

○事務局

それでは、会長さんよろしくをお願いいたします。

○会長

まず、本人確認情報保護審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長職務代理者の氏名を行いたいと思います。

会長職務代理者は、松野委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか——それでは、松野委員さんを会長職務代理者に指名します。

さて、本日は、事務局から議事について説明を受け、その後委員の皆さんの御質問、御意見をいただくこととしたいと思います。

また、本審議会は、山口県情報公開条例第21条の規定により、原則として公開することとなっておりますが、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合など、議事の内容により非公開とすることができます。

本日は、そのような事項を審議する予定はないと聞いておりますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

特に、個人情報や、法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

○会長

それでは、公開で審議を進めたいと思います。

皆様よろしいでしょうか。（全委員同意）

それでは、本日の議事全般について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、本日の審議会における議事全般について、お手元の資料1の審議会の概要等、それから審議事項というところをご覧ください。これにより説明をいたします。

審議事項は2点ございます。1点目は、本人確認情報の保護に関する事項について、知事の諮問に応じ、調査・審議し、建議することです。

本日の審議会においては、議事の（2）で予定しております条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について、知事から諮問をさせていただき、各委員の皆様による審議を経て、答申をお願いしたいというふうに考えております。

2点目として、法が禁止しております、契約者等に対する住民票コードの告知の要求や、住民票コードをデータベース化するといった違反行為に対しまして、知事が中止命令を発する場合には、本審議会の御意見を聞かなければならないということとされておりますが、本年度、本県においては、法に違反する事件等の発生はございません。

このため、本日の審議会におきましては、先に申し上げた条例による、本人確認情報の独自利用事務の追加について御審議をいただくものです。

また、法に基づく審議事項ではございませんけれども、報告事項といたしまして、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等についても御報告をさせていただきますので、併せて委員の皆様のお伺いしたいというふうに考えております。

○会長

ありがとうございました。

それでは、議事2、条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず先ほど申し上げましたとおり、この議事につきましては、知事からの諮問に対し、審議会から答申をいただくという形になっております。つきましては、知事からの諮問書を会長にお渡しいたします。

また、他の委員の皆様にはコピーのほうをお渡しいたします。

○会長

お手元にありますように、県知事のほうから本人確認情報の利用及び提供に関する法令について、事務の追加について諮問を受けております。

内容につきましては、父子福祉資金の貸し付けにかかる、債権の管理に関する事務を追加することです。この諮問を承りました。

では、改めて議事（２）条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議事２について、お手元の資料２に基づいて御説明をいたします。

まず条例による本人確認情報の独自利用とは何かについて、簡単に御説明をさせていただきます。

資料３の５ページ、上段、項番５の本人確認情報の利用状況の中の点線枠囲みをご覧ください。

参考条文として、住民基本台帳法第３０条の８第１項を記載しております。

都道府県知事は、住基法の別表第５に掲げる事務を遂行するときのほか、条例で定める事務を遂行するときには、本人確認情報を利用することができるかとされております。

つまり県が独自に条例に規定した事務については、住所や生存の確認等を行うに当たり、紙の住民票に代え、住基ネットを利用した確認ができるということを規定しております。

次ページの表をご覧ください。

わかりやすい例で言えば、表の２行目、例えば自動車税の納税通知書を送付した際、宛名不明により文書が戻ってきた場合に、その人の現住所を住基ネットで確認することができるということです。

条例による利用については、現在１６区分５６事務について制定されており、昨年度は２．３万件の利用実績がありました。本日はこの条例で定める事務について、新たな事務を加えることを御審議いただきたいと思っております。

では、資料２に戻っていただきまして、まず１、前回までの検討状況についてをご覧ください。

１８年度の条例追加対象事務は、条例や規則により、県民に住民票の添付を義務づけている事務に限定しておりました。つまり、住基ネットを利用することにより、県民の利便性の向上に資する事務を限定していたところです。

その後、１９年度には、本人確認情報の効果的な利用性観点から、行政の事務の効率化に資する事務にも範囲を広げ、県が市町に対し住民票の写し等を公用請求している事務にも拡大することとしましたが、セキュリティ面の配慮から、年間利用件数が１０件以上の事務に限定をしていたところです。さらに２０年度の改正において、利用件数の限定をなくし、対象事務の拡大を図ったところです。

また、２２年度の改正では、住基ネットにおける変更情報、この場合は生存情報になりますが、これに着目し、死亡確認のための戸籍謄本の代替としての利用も加えているところです。

こうした改正の結果、利用事務が56事務まで増加をしているところです。

項番2、今回の検討状況についてです。

住基ネットを利用できる事務は、先ほど申し上げましたように、①住民に対し、住民票の添付を求めている事務、②市町に関し、住民票の公用請求をしている事務、③住民に対し、戸籍謄本の添付を求めている事務を対象とすることとしているところですが、こうした事務について住基ネットのさらなる利用を図るため、22年度から毎年全庁的に調査を実施しており、今年度も昨年の11月に実施をしました。その結果、新たに1事務が今年度の追加候補として挙げられました。

1ページの下の表をご覧ください。

今回抽出された事務である、父子福祉資金の貸し付けにかかる債権の管理に関する事務について概要を御説明いたします。

まず、当該事務における本人確認情報利用の必要性について、次ページで概要を記載しております。

平成26年10月の母子及び寡婦福祉法改正により、父子福祉資金の貸し付けが新たに創設され、父子家庭が貸し付け対象となったところです。母子及び寡婦福祉資金の貸し付けにかかる、債権の管理に関する事務については、既に本人確認情報の独自利用事務として住基ネットを利用しており、利用件数は年間40から70件となっております。

父子福祉資金についても、今後貸し付けにかかる債権の管理に関する事務が発生すると考えられるため、母子及び寡婦福祉資金と同様に、住基ネットを活用することを検討するものです。

利用内容としては、督促状の返戻、債務者の所在不明が判明した際に、村外金等の債権にかかる債務者、連帯保証人、またはそれらの相続人の生存の事実、または氏名、もしくは住所の確認を行うものです。

他県での条例制定状況については、父子福祉資金が平成26年10月に創設された貸し付け制度であることから、不明ですが、母子福祉資金及び寡婦福祉資金については平成26年4月1日現在で、条例制定自治体46のうち13府県で制定されております。

年間の住基ネット利用件数については、現時点では約20件程度を見込んでおります。

続きまして、コスト削減効果及びセキュリティーについて検討しております。

住基ネット端末機はコスト削減の観点から、住民が住民票を添付する事務については、年間100件以上、県が住民票を交付請求している件については、200件以上の場合、この所属に端末機を設置することをこれまでの審議会の中で確認をいただいております。

今回の事務については、年間200件以上の利用は見込まれないこと、また、県庁内の課が使用することから、市町課に設置している端末機を共同利用することとし、新たな設備費は発生さ

せないことといたします。

また市町に対する交付請求が不要となることから、交通費、切手代等のコスト削減効果も見込まれます。

セキュリティー対策においては、利用することも未来課は、既に住基ネットを利用しているところですが、いま一度、当課から関係諸規定や利用上の注意事項等について周知を行い、セキュリティー対策の確認を徹底したいと考えております。

これまでのことから、対応方向に示しているとおり、この事務について独自利用対象事務として追加することとしたいと考えております。

今後の予定といたしましては、本審議会において御了解をいただけましたら、条例改正案を直近の議会に提案したいと考えております。

なお、条例の施行日は4月1日を予定しております。

以上で説明は終わりです。御審議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたことについて、委員の皆さん御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

松野さん。

○松野委員

資料2の1ページ目にあるように、昨年追加したのは8事務、その前は3事務、今回は今までの中では最少の1つです。しかも今回は、父子福祉資金の貸し付けの制度が新たに出てきたからで、もしこれがなかったらゼロだったかもしれない。今まで過去何年間相当調査されて抽出を行われて、もうかなり出尽くしているんじゃないかと。だからもし出るとしたら、今後もこういう新たに制度が創設されたものぐらいという気がしますが、県の皆さんの印象はそんな感じですか。

○事務局

庁内各課に対し毎年調査しておりますが、出尽くしているところもあって、新たな制度ができたときに対象として考えられる傾向はあります。

○松野委員

要するに、対象を広げたときに出てくるということ。

○事務局

そのとおりです。

○松野委員

対象を広げる可能性は。

○事務局

対象を広げるとなると、基準が必要です。国から基準が示されれば。

○松野委員

今まで対象を4回ほど広げていますが、直近では死亡確認のための戸籍謄本の代替利用が平成22年ですね。こういうのは国の方から出てくるんですか。

資料2の1ページのところの、前回の検討状況の表がありますよね。条例追加対象、県が独自に広げたこともあるんですかね。

○事務局

県が独自に広げたものとしては、当初、利用件数になるべく多いものをとということでスタートさせていただいていると思いますが、それにこだわらずに徐々に広げてきております。

○松野委員

これがさらに広げれば出てくるかもしれないですね。

○事務局

関係各課のほうから、広げていきたいという声が出れば、検討していきたいと考えております。

○松野委員

わかりました、結構です。

○会長

ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。

今回、今まで母子だけだったのが、父子に拡大されるのだというのは問題ないということですが、資料3の6ページ見ますと、母子等の債権管理の件数がかなり増えていますが、何か理由があるんですか。

支払いされない方が増えているんですか。

○事務局

ここ数年、債権管理について、全庁を上げて取り組んでいこうという機運がございます。

○会長

今まで、対応ができてなかったものをきちんと対応するようになってきているということですか。

○事務局

これまでは、各課がそれぞれ所管の施設、自分のところの債権管理をそれぞれの課でばらばらでやっていったものを、県全体で統一した手続をとって、やっていこうという動きもございまして、その関係で、増えているのかなという気はしております。

○会長

そういうシステムを利用することによって、一応効果は上がっているということになるんですかね。

○事務局

そうですね。

○会長

請求される側からすると結構大変になるので、その辺の調和は取れるとは思いますが。

ほかに何かありますかでしょうか。

○高杉委員

今のところの5項目は一緒に数字が書いてあるんですが、特に多いのとか、特徴があるのとかあるんですか。まとめて264件。

○事務局

この中で母子及び寡婦の福祉資金の貸し付けのところが、先ほどにもちょっと説明がありましたけども全体で70件ぐらいになると思います。

○事務局

2番目の高齢者住宅設備資金、これが25年度で言いますと、全体で264件になっておりますが、そのうち201件になってます。その次が母子が63件で、合わせて264件。

○高杉委員

2件だけということですか。

○事務局

2件だけということですね。

○会長

住宅整備資金とはバリアフリーとかですか。

○事務局

今思い浮かぶのはバリアフリーとかそういった関係で住宅の整備をしたときの貸し付けの債権管理です。

○会長

ほかにありますか——ないようでしたら、まず県知事から諮問がありましたこの分を追加すると、についてはよろしいでしょうか——では諮問のあった事項については、適当である旨答申することにいたします。

なお、答申書の作成については私に一任していただくことでよろしいでしょうか——はい。

続きまして、3の報告事項に入ります。

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について、事務局から説明をお願いいたします

す。

○事務局

それでは、報告事項について、お手元の資料3に基づき御説明いたします。

まず、項番1、これまでの流れについて御説明いたします。

資料にありますように住基ネット導入は、平成11年度の改正法によるものです。住基ネットは全国一斉に導入されましたが、平成14年の1次稼働、平成15年の2次稼働により、段階的に制度が導入され、現在に至っております。

1次稼働では、住民票コードの通知が各個人になされ、行政機関において、本人確認情報の利用と提供が開始されました。

2次稼働では、住所地以外の市町村でも住民票を受け取ることができる、住民票の広域交付が始まり住基カード保有者の転出転入手続が簡素化されることとなりました。

その後、公的個人認証サービスが開始され、住基ネットと併せて、電子政府への基盤が整備されたところです。

住基カードは写真つきと写真なしと2種類あり、それを申請者が選択するものでありますが、21年4月から新しい住基カードの発行が始まっています。

それは、住基カードのICチップに券面事項、氏名、生年月日、性別、住所、写真、有効期限を収納することとし、カード表面とICチップの情報を比較することにより、住基カードの偽造防止を図るものです。

そのほか、偽造防止措置を強化するため、共通ロゴマークとQRコードを印刷することとなっております。

また、平成25年7月から、住民票が作成されている外国人住民について、地域ネットの対象となり、外国人住民にも、住民票コードがふられ、住基カードの交付が可能となっております。

県内の外国人住民への住基カード交付枚数は、平成26年8月末現在で、累計635枚となっており、最多は下関市の534枚です。

こういったことが稼働からこれまでの住基ネットの主な流れとなっております。

次の説明事項に行く前に、本資料の末尾に参考として、住基ネットの概要図を示しております。資料10ページをご覧ください。

なお概要については既に、昨年度審議会で御存じかと存じますので、説明については割愛させていただきます。

ページを戻りまして、資料3の1ページの一番下に、項番2、本県の稼働状況について御説明いたします。

まず、機器の故障等ですが、これまで県内で大きなトラブル等は発生しておりません。全国的

にも業務運用が全停止する、あるいは本人確認情報の漏えい等、重大な事故は発生しておらず、安定した運用状況にあります。

不正なアクセス等ですが、住基ネットへの不正侵入といった不正アクセス事件の発生はなかったものと認識しております。

ページをおめくりいただき、項番3、住基ネット機器の更改について御説明いたします。

(1) 機器更改の必要性ですが、住基ネットはサーバ等のハードウェアやOS、アプリケーションソフトなどのソフトウェアなどにより構成されておりますが、それぞれメーカー等により保守期限が設定されております。

保守期限が切れた製品については、故障時の修理等ができなくなるため、住基ネットの安定稼働のためには、定期的な機器の更改が不可欠となります。

(2) 更改の周期ですが、一般的にネットワーク関連機器の保守期限は6年とされることが多いため、更改周期も6年としております。

また、指定情報処理機関、それは、住民基本台帳法に基づき総務省により指定された住基ネット全国センターの運営者でありますけれども、こちらが更改の時期を示しており、全国の自治体はそれに基づき更改しているところです。

(3) 都道府県サーバの集約化について状況を御報告します。

昨年度審議会でも概要を御説明いたしました。住基ネットは市町村、都道府県、全国の三層構造となっており、都道府県サーバについてはそれぞれの県が県内にサーバを設置し、管理、運営をしておりました。

行政の経費削減が課題となる中、そのサーバの運営費を低減するために、サーバ設置場所を集約し、47都道府県分まとめて調達、運営、管理をすることでコストを下げるサーバの集約化が全国的に進められ、本県は昨年1月に関連工事を完了しております。

これにより、各都道府県単位のサーバが集約センターに設置されることになり、各県でのサーバの管理、運営が不要となっております。

(4) 生体認証機器の導入について御説明いたします。

生体認証とは、人の身体的・行動的特徴を用いて行う認証方式で、近年セキュリティー確保のため利用される場面が拡大されております。

住基システムでは、旧来、ICカード及びパスワードによる認識方式をとっていましたが、セキュリティー対策として、全国的に住基システムにかかる機器の公開期間が定められ、その期間内に認証方式を変更することが求められておりました。

本県は、平成26年2月に全ての住基端末に生体認証機器を導入し、現在のところ問題なく稼働しております。

続きまして、項番４、住基カードの交付状況等にまいります。

(１) 住基カードの交付状況をご覧ください。

本県の住基カードの交付状況は、昨年８月末時点で８万４,２０５枚、年間約７,０００枚程度で推移しております。

なお、全国では平成２５年の交付状況が８９万７０３枚で、近年は９０万枚程度で推移しております。

(２) 住基カードの多目的利用をご覧ください。

住基カードにはＩＣチップ上に市町村が独自に利用できる領域が用意されていることから、各市町村において条例に定めることにより、多目的利用が可能となっております。

この多目的利用の団体は、平成２５年４月１日現在、全国で２０２団体あり、本県では下関市が自動交付機による住民票の写し等の交付や、図書館カード、公共施設等の予約等に活用しております。

全国的に見て住基カードの交付枚数が増加している団体は、住基カードの多目的利用に積極的に取り組んでいる傾向が見られます。

本県でも、下関市の住基カード普及率は１２％を超えている状況となっております。

(３) 住基カードによる諸証明のコンビニ交付サービスをご覧ください。

住基カードの多目的利用の一貫で、コンビニに設置してあるキオスク端末と呼ばれる、多目的端末を利用して証明書の交付を受けるものです。

タッチパネルで操作し、所定の装置に住基カードをかざし、住所地の団体から住民票等のデータをキオスク端末に送信し、それが印刷されるものとなっております。

最大の利点として、コンビニならではの、時間と場所に捉われず証明書の交付を受けることができるという利便性にあります。ただし、残念ながら２４時間運用とはなっておりません。おおむね、６時半から２３時までとなっております。

また、コンビニ交付サービスを導入している団体の住民なら、住所地に限らず、全国のコンビニで必要なときに交付を受けることが可能となり、住基カードが全国统一仕様である特徴が活かされております。

セキュリティー対策については、住民票等のデータをキオスク端末に残さないようにされ、専用回線の使用や、専用サイトによる照合、また用紙に偽変造対策を施すことにより専用紙による住民票と同等か、それ以上のセキュリティーを確保しております。

ページをおめくりいただいて、これまでの全国の導入状況についてですが、資料にお示しのとおり、現在全国９１団体で導入をされており、導入団体は増加傾向にあります。

住民票や印鑑証明書のほか、税や戸籍の証明書を交付している団体もあります。

県内の市町においては、下関において24年7月から開始されました。

提供サービスは住民票の写しと印鑑証明書の2種類で、それぞれ平成25年度は992枚、876枚を交付しております。

項番5、本人確認情報の利用状況にまいります。

(1) 本県の利用状況について、まず、点線の枠囲みの中をご覧ください。

先ほども申しましたが、本人確認情報は法や条例に定めがある事務を遂行する場合に利用できることとされております。

法による事務の利用状況についてですが、現在37の事務のうち、19事務について住基ネットを利用しております。

これら19事務については、昨年度約9,700万件の利用がありました。このうち旅券発給に関する事務が約7,000件を占めております。

未利用の事務については、事務手続上、住民票の添付省略が不可能であること、事務を委任していることなどが理由として挙げられております。

次ページをご覧ください。条例で定める事務における状況にまいります。

先ほど申し上げたとおり、現在は16区分の56事務について利用中です。

利用件数ですが、全体の利用件数は約2万3,000件であり、そのうち約2万1,000件程度を上から4番目の心身障害者扶養共済に関する事務と一番上の地方税の収納管理に関する事務で占めております。

(2) 国の機関及び地方公共団体の利用状況にまいります。

平成25年度の国の機関による利用は約5億6,000万件であり、ほとんどが日本年金機構による年金事務という状況です。

地方公共団体による利用は約690万件となっています。

次ページにまいります。

独自利用の条例を制定している団体数は、26年4月1日時点で39都道府県です。

25年度においては、11県が事務追加により条例を改正しております。

最後に項番6、セキュリティー確保対策にまいります。

(1) 要綱等の整備状況については、セキュリティー確保対策の1点目として要綱等の整備が挙げられます。県・各市町とも、総務省等により整備することとされている要綱等は、全て整備済みの状況です。

(2) セキュリティーチェックリストによる自己点検は、セキュリティー対策については、まず、総務省が作成したチェックリストにより全市町がそれぞれ自己点検を実施しております。

このチェックリストは、131項目からなっており、3点満点とするには何に取り組みばよい

のかを示した、チェックリストの対策案も同時に示されております。

チェックリストで3点満点がとれるよう、チェックリストの対策案に従い、市町自らが取り組んでいただくことで、安全な運用が維持されているところです。

(3) 監査法人による監査ですけれども、3点目のセキュリティー対策として、システム運営監査が挙げられます。

自己点検では3点満点でも、監査法人による指摘を受け、減点される項目が見受けられるなど、外部からのチェックは各市町の慣れによるセキュリティー対策の甘さを是正するものとして、市町からも評価をされているところです。

本年度は長門市が先週受検をしております。

昨年度受検した光市では、全131項目中7項目について指摘があり、全ての指摘項目に既に対応済みとなっております。

昨年3月には、光市について、指摘項目の改善状況のヒアリングを行うなど、県としても監査のフォローアップを行っているところです。

システム運営監査は、総務省・全国センターが実施したものと、県が実施したものを合わせると全団体が受験が終わっており、現在2周目に入っています。

次ページにまいります。

4点目のセキュリティー対策として、研修会があります。総務省・住基全国センター共催の研修会では、先に述べました、チェックリストの説明や、基本的なセキュリティー対策、住基ネットの運用の変更点等について研修を行っております。

システムの運用において肝心なのは、やはり各団体の職員のセキュリティーに対する意識や知識であると考えておりますので、研修会の開催による人的なフォローをしっかりとやってまいりたいと考えているところです。

以上で資料3の説明は終わります。

○会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました事項につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

○松野委員

前日も言ったと思いますが、8ページの自己点検すべき市町、これは最初から点数が高く3点満点で、特に平成20年からは、県の場合ずっと3点満点が連続していて、いつも満点を取るテストはあんまり意味がない。

これは総務省にも改善を求めたほうがいいんじゃないかと思います。

事件が起こったときに責められる対象になると思います。

特に事務的になところがやっぱり大事なんです。

○事務局

先ほど御指摘ありましたように、昨年度の委員会でも御意見をいただきましたので、昨年の3月に総務省のほうに審議会でこういう意見がありましたということで、報告をさせていただきました。

今のところ、まだ総務省のほうからそれに対する回答はありませんが、意見としては言わせていただいたところでございます。

○松野委員

あれでしたらもう1回言ってください。

チェックリストは何項目ぐらいあるんですか。

○事務局

131項目です。

○松野委員

3だと幅が広いんじゃないですかね。

また、よろしくをお願いします。

○会長

ほかに何かありますでしょうか——なければせっかくの機会ですので、今回の議題や報告事項に関わらず、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

○若崎委員

セキュリティーに対しては、何重にもして、大きなトラブルは発生していないということでしたが、昨年度も消費者トラブルとか、特殊詐欺とか、すごく被害が大きくて、やっぱりどこからか情報が漏れているっていう危険性があるので、このセキュリティーに関しては、十分されているんだけど、徹底してやってほしいなというのが希望です。

よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局

私どもそこら辺は十分頭に入れながら取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○会長

ほかにありますでしょうか——ないようでしたら、これもちまして本日の議事及び報告事項を終了いたします。皆様、御協力に感謝いたします。

どうもありがとうございました。

○事務局

それでは、委員の皆様お疲れさまでございました。最後に野原市町課長のほうから御挨拶を申し上げます。

○市町課長

一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、貴重な御意見をいただきましてまことにありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして住基ネットに対する県民の皆様の信頼がさらに高まるよう努めますとともに、さらなる利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、住基ネットにつきまして、今後とも積極的な御意見、御提言を賜りますとともに、県政に対しましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。